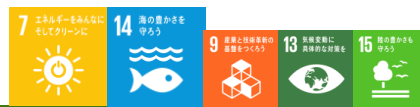


第4章 自然と共生できるまちづくり

4-1 自然環境の保全と共生



【現況と課題】

本市は、風光明媚な海岸線をはじめ、青い日本海、豊かな実りの農地、それを潤す幾本もの川の流れ、緑の山々、青い空等の多様な自然環境の中で歴史と伝統が息づくまちとして発展してきました。

近年、世界的に地球温暖化の影響と思われる様々な異常気象・気象災害が増加しており、地球温暖化対策が喫緊の課題となっています。こういった地球規模での環境問題に関し、世界が達成すべき目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」や地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」の採択等、環境に対する考え方は大きな転換期を迎えています。

このような社会動向の変化や新たな課題に対応し、良好な環境の保全と持続可能な社会を実現するため、令和3年（2021年）に「第二次坂井市環境基本計画」を策定し取り組んでいます。また、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを、令和2年（2020年）に国が宣言したことを受け、本市も令和3年（2021年）に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。さらに、地球温暖化対策の推進を加速させるため、令和6年（2024年）に「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定しました。

そのほか、生物多様性へ悪影響をもたらす等の世界的な課題となっている海洋プラスチック問題の対策として、行政と住民、企業が連携して川や海を定期的に清掃活動することで環境保全を図ります。

今後も、市民による環境美化の活動、生態系や自然環境の保全活動に取り組み、環境に対する意識向上を推進します。

【方 針】

- 方針1 豊かな自然と共生する社会づくりの推進
- 方針2 環境について自ら考え行動できる人づくりの推進
- 方針3 地球温暖化対策の推進

【基本施策】**（１）豊かな自然と共生する社会づくりの推進**

- 地域や企業、関係団体等と協働しながら、良好な生活環境の維持と身近な自然環境の保全・再生を図ります。
- マイクロプラスチック対策を含めた海洋環境の保全に向けて、関係機関と連携した河川や海岸への漂着ごみの回収・処理の推進や美化意識の向上を図ります。
- 海・川・里・山の豊かな自然環境の保全に取り組むとともに、動物愛護および生物多様性の確保や緑豊かなまちづくりを推進します。
- 豊かな自然環境を生かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム等の世代間・都市間のふれあい体験・交流活動等を進め、自然と共生できるまちづくりを推進します。

（２）環境について自ら考え行動できる人づくりの推進

- 身近な生活から地球規模の事象まで幅広く地球温暖化や気候変動について理解を深めて、自ら考え取り組んでいけるよう、小中学校での環境教育や環境に関する活動を通じて内発的に動機づけていきます。
- 環境保全活動の推進のため、地域や企業、環境団体との連携を強化するとともに担い手の育成を図ります。

（３）地球温暖化対策の推進

- 公共施設をはじめ、家庭や事業所における再生可能エネルギーや省エネ化機器等の導入促進を図ります。
- 温室効果ガスの一つである、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理に取り組みます。
- 公用車をはじめ、自家用車、公共交通等への次世代自動車の導入促進等の移動手段にかかる脱炭素化を図ります。
- 地球温暖化による気候変動の影響に対処し、熱中症や災害、農作物への被害を少なくする適応策を図ります。

4-2 循環型社会の構築



【現況と課題】

市民の生活や産業活動によって、環境に負荷を与え、発生した廃棄物の処理にもコストを要します。環境への負荷軽減に配慮し、大量生産、大量消費、大量破棄の社会から循環型社会への転換が求められています。

本市では、「第二次坂井市環境基本計画」および「第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、廃棄物の減量、不法投棄の防止、資源の循環に取り組んでいます。

一方で、廃棄物の分別やリサイクルを促進していく上で、一般廃棄物のごみの中に再利用可能な資源が含まれており、効果的なリサイクル手法を確立する必要があります。

また、循環型社会の構築を進める中で、廃棄物処理における脱炭素化に向けた取り組みとして、市民一人ひとりの環境保全意識を高めながら、生活のあり方と価値観の見直しを促し、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）に重点を置いたライフスタイルへの転換を進める必要があります。また、企業に対しても、この意識を高めるとともに、農林漁業や製造業、サービス業を含めたすべての産業分野において、地域・社会全体にとって望ましい脱炭素型の資源循環や廃棄物処理のあり方について取り組んでいます。

2050年カーボンニュートラルを実現していくには、ごみの減量化や分別の徹底、食品ロスの削減等が不可欠で、市民と企業と行政が一体となり、脱炭素社会に取り組んでいく必要があります。

【方 針】

方針1 ごみの減量化および再資源化の推進

方針2 不適正処理の防止

【基本施策】

(1) ごみの減量化および再資源化の推進

- 資源ごみ分別収集や民間の力を活用し、3Rにリフューズ（ごみになるものを断る）、リペア（修理）を加えた5R活動の推進を図りながら循環型社会の実現を図ります。
- 食品ロスの削減やごみの3きり運動（水きり・使いきり・食べきり）をはじめとしたごみの減量化に向けて、市民や企業に普及啓発を行い、意識の向上を図ります。
- 正しいごみの分別方法や収集日等を多言語対応したアプリケーションを使って周知していきます。
- 高齢化社会に対応したごみの出し方について、市民ワークショップやアンケートを通して、より効率的で負担の少ない方法を調査研究し、衛生的で環境に優しいきれいなまちを目指します。
- 広域で運営している廃棄物処理施設の安定的な運営が図れるよう、長寿命化に向けた施設の適正管理と処理能力確保を図ります。
- 資源循環の促進等に関する法律に基づいたプラスチックごみの分別収集や再商品化につながる取り組みを強化します。

(2) 不適正処理の防止

- 不法投棄の早期発見や再発防止対策に向け、定期的なパトロールの実施や監視体制の強化を継続していきます。
- 適正なごみの排出やごみのポイ捨て、5Rの行動につながるようごみに関する意識の醸成を図ります。



図 一人一日あたりのごみの排出量の推移（資料：環境推進課）



4-3 生活環境の保全と充実

【現況と課題】

本市は、彩り豊かな自然ときれいな水や空気に囲まれた生活環境に恵まれています。これらの良好な生活環境が維持されることは、豊かな生活を送る上で欠かせないものであり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、工場、事業所からの排水、排出ガス、騒音、振動や廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類等の有害化学物質による環境汚染を防ぎ、市民の健全な生活環境を守るため、河川や地下水、工場排水等の水質分析調査、大気環境の常時監視、ダイオキシン類調査等を継続的に行っています。

一方で、公害問題について迅速かつ適切に対応するためには、各種の法令や条例に基づく規制、監視に加え、市民や企業と関係行政機関が連携し、総合的な環境保全体制を確立していく必要があります。

さらには、ライフスタイルの変化等で増加傾向にある騒音、悪臭等の感覚公害への対処も進める必要があります。

【方 針】

方針1 公害防止対策の推進

方針2 良好な生活環境の維持・保全

【基本施策】

(1) 公害防止対策の推進

- 公害の発生のおそれがある施設や企業に対し、公害防止協定の締結とともに、規制や基準の徹底、適正な管理、改善指導等を行います。
- ダイオキシン類や農薬等に含まれる有害化学物質の発生抑制に努めます。
- PM2.5、光化学スモッグ等の公害に関する情報については、速やかに注意喚起を行います。

(2) 良好な生活環境の維持・保全

- 騒音・悪臭・振動等の感覚公害の発生防止の取り組みや、空き地の繁茂する雑草の適切な対応の呼びかけ等、健全な生活環境の確保を図ります。
- 各種法令に基づく指導の徹底や、不適切な野外でのごみの焼却等に対応します。



4-4 美しい景観資源の活用

【現況と課題】

美しい景観は、そこに暮らす人の心に安らぎやゆとりをもたらすばかりでなく、訪れる人の心にも美しい本市を印象付けることになります。

四季折々の美しさを広い地域から望むことができる山林や、日本海の荒波が形作った海岸線、黄金色の稲穂がそよぐ田園等といった豊かな自然景観や、地域の歴史を物語る建造物群の景観等を保全・活用する必要があります。市街地においても良好な街並みを整備するため、景観法に基づく諸制度を活用しながら、地域の特性を生かした景観まちづくりを進めていく必要があります。

本市には固有の歴史や伝統、文化、風土等の優れた地域特性があり、それらを生かした景観づくりに取り組むため、平成20年（2008年）に景観計画を策定し、併せて景観条例を制定しました。また、令和6年（2024年）3月には歴史的風致維持向上計画を策定し、市民や企業と協働して、美しく魅力ある景観形成の取り組みを推進しています。

今後も、ふるさとへの誇りと愛着を醸成するとともに、観光振興にも寄与する貴重な地域資源として、地域固有の景観を生かし魅力あるまちづくりを進める必要があります。

【方針】

方針1 ふるさと感じられる景観の継承

方針2 未来につながる美しい景観の創造

【基本施策】

（1）ふるさと感じられる景観の継承

- 三国湊地区、丸岡城周辺地区の特定景観区域をはじめ、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導し、良好な景観の保全と創出に向けた取り組みを推進します。
- 歴史文化を生かしたまちづくりを進めるため、歴史的風致形成建造物等の保存や無電柱化・道路美装化等を行い、地域の愛着を醸成する好循環を生み出します。
- 坂井平野に広がる田園風景は、“坂井市らしさ”の根幹をなす景観であり、優良農地の適切な管理、景観に配慮した農業用施設の整備に努め、いつまでも変わらないふるさとの景観を次世代に引き継いでいきます。

（2）未来につながる美しい景観の創造

- 関係法令に基づく諸制度を活用し、市街地の良好な街並みの整備を図ります。
- ゆとりと潤いを感じることができる生活環境を創出するため、自然環境や歴史、文化等の受け継いできた地域資源を生かしつつ、市民、企業、行政が一体となって魅力ある景観の創造を図ります。

第5章 地域資源を生かし活力に満ちたまちづくり

5-1 農林水産業の振興



【現況と課題】

本市は、九頭竜川下流域に広がる坂井平野が福井県屈指の農業地帯となっており、水田地域では稲作を中心として大麦や大豆、そばを組み合わせた農業、坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地では、園芸を中心とした農業が展開され、畜産においても「黒毛和種」の生産出荷量が県内一の地域となっています。

また、漁業では、本市沖の海底の形状は沿岸から沖合にかけて起伏に富み、玄達瀬や松出し瀬等の大きな天然礁があり、好漁場となっています。さらに林業では、市域の3割を森林が占めており豊富な森林資源を有しています。

しかし、農林漁業従事者の高齢化、後継者不足、収益の減少等を理由とした撤退等による労働力の減少や、農地では耕作放棄が懸念される等の厳しい状況にあり、本市の産業振興、環境保全、健康、文化振興等にも大きく影響する重要な課題です。

本市独自の自然や景色、食は、観光面においても誘客や地元消費の拡大に大きな期待が持てます。この地域を守り、生産を支える活力を持続的に発展するためには、「暮らし」を支える農林水産業の振興に取り組み、さらに農林漁業者も経営的な視点を持って生産することが必要となっています。

【方 針】

- 方針1 持続可能な農林水産業の推進
- 方針2 農地・森林の環境の保持
- 方針3 安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上
- 方針4 農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興



写真 ゆりの里公園にて開催されたマルシェ「ゆりマル」

【基本施策】

（１）持続可能な農林水産業の推進

- 経営的な視点を持った農林漁業者の育成とともに、ＵＩＪターン者や他分野からの新規参入者等の多様な担い手の確保に向けた取り組みを推進します。
- スマート農業技術を活用し、誰もが取り組みやすい超省力・高品質生産を実現します。
- 農業の経営基盤の強化に向けて、農地の規模拡大や集約化に取り組み、大型機械の導入による省力化・効率化を図るとともに、家族経営等の小規模農家も含め、多様な農業を推進します。
- 地域資源を活用し、所得・雇用の増大や後継者の確保のため、農林水産業の６次産業化による活性化に向けた取り組みを推進します。
- 森林が持つ多面的機能を発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進します。
- 漁業生産量の維持・向上を図るため、漁場環境や水産資源の保全、漁業設備の充実等に取り組みます。
- 水産物の流通拠点である三国港市場を活性化し、漁業者の利便性確保と地域消費者への安定供給機能の向上を図ります。

（２）農地・森林の環境の保持

- 農地の利用状況調査による遊休農地の解消や、管理放棄森林の調査等による森林の荒廃解消、山林の伐採後の適正な造林による森林環境の維持に努めます。
- 坂井市鳥獣被害防止計画に基づきデジタルを活用した捕獲方法を導入するとともに捕獲檻・柵等の設置を促進する等の鳥獣による被害の防止と捕獲の担い手の育成を図ります。
- 松林の維持・保全を図るため、対象区域の害虫駆除対策を進めるとともに、抵抗性黒松等を植栽し環境改善に取り組みます。

（３）安全・安心な地場産物の消費拡大と付加価値向上

- 坂井市で産出される高品質の農林水産物や畜産物のブランド力を強化するとともに特産化を進め、坂井市の知名度の向上を図ります。
- 地産地消の取り組みのほか、生産者と消費者のふれあいや食についての理解を深める機会の充実により、消費拡大を図ります。
- 農業用水のパイプライン化に伴う水質向上による坂井市産の高品質、高食味米をＰＲし、安全・安心な米の消費拡大を推進します。
- 鳥獣被害および家畜伝染病対策に努め、消費者に安全・安心な食を供給できる体制づくりを図ります。

（４）農林水産物を活用した観光・交流の推進による地域振興

- 農林水産業の体験やグリーンツーリズム・エコツーリズム等の豊かな自然と触れ合うことのできる場を観光資源として活用し、農林漁業者の収益拡大や地域の活性化を図ります。
- 「越前がに」・「ふくい甘えび」・「三年子らっきょう」・「若狭牛」「丸岡産そば」等の地域ブランドを守り、育てる体制を強化し、観光産業との連携による農林水産物の有効活用を図るとともに、地域への経済波及を促します。

5-2 商工業の振興



【現況と課題】

商業については、幹線道路沿いへの大型店舗等の進出をはじめ、フランチャイズ系の飲食店や食品、医薬品等を取り扱う小売店舗の出店、また、福井市北部地区への本市をマーケットエリアと見込んだ大規模な商業施設の集積、さらには、店舗経営者の高齢化をはじめ後継者不在や、それに伴う空き店舗の増加、原材料費の高騰や人手不足等の地域の商店を取り巻く環境は非常に厳しい状況に直面しています。

時代とともに変化する消費者ニーズを的確に把握し、迅速に対応しながら、地域に根差した新たなサービス展開を図るため、市商工会等の関係機関や商業者相互の連携・協力を図り、D X化による効率的な運営等の経営革新や商店街の活性化を推進する必要があります。

工業については、グローバルな経済競争の進展や、経営者や従業員の高齢化、後継者問題、労働者の確保や育成等の特に中小企業や小規模企業者の経営環境は厳しい状況にあります。

そのような状況の下、テクノポート福井や市内工業団地への新たな企業誘致を推進する一方で、既存の中小企業・小規模企業者への事業の多角化や拡大、設備投資等の支援強化を図るとともに、新規創業の支援や産官学の連携による共同研究および技術開発を支援しています。

今後も引き続き、新商品開発や新規の販路開拓、副業人材の活用等のビジネスチャンスの拡大や人材の確保・育成、D X化の推進等の経営力の強化等に対して、社会経済情勢を踏まえた支援を充実する必要があります。

【方 針】

- 方針1 商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成
- 方針2 地域に根差す産業の支援の充実
- 方針3 企業誘致の推進、新規産業の創出支援

【基本施策】**（１）商業経営の安定化と魅力ある地元商店街の形成**

- 市商工会や金融機関等と連携を図り、事業者の事業継続や事業拡大、起業、事業承継等を支援します。
- 中小企業等が、空き家や空き店舗等を活用して行う事業経営を支援します。
- 商店街振興組合等の各種団体の賑わい創出の取り組みを支援することで、市内での消費喚起や商店街振興を図り、地域経済の好循環の実現を目指します。
- 地域全体の生産性や競争力の向上を図るため、関係機関と連携してD X化に関する研修会等の実施やD X導入による業務の効率化とサービスの向上を図る事業者を支援し、消費者の利便性向上を図ります。

（２）地域に根差す産業の支援の充実

- 繊維産業等の地場産業の振興に向けて、異業種との連携による新技術や新商品の開発や生産性向上を図る設備投資を支援し、産官学が連携した取り組みを行い、競争力の強化を図ります。
- 伝統的なものづくりを担う職人の技術の継承や、担い手の確保・育成を図るため技術習得への助成等の担い手の育成を支援します。
- 各種産業展示会への出展や中小企業の新しい取り組みを支援することで、販路の拡大・開拓や経営改革等による収益力の強化や新規創業への機運の醸成を図ります。

（３）企業誘致の推進、新規産業の創出支援

- 企業立地奨励金制度や融資制度の強化・拡充、設備投資の支援等をし、成長産業の企業誘致や企業経営の安定化や体質強化、生産性の向上を図ります。
- 県やふくい産業支援センター、坂井市商工会等と連携し、新たなビジネスチャレンジや起業の機会を創出します。
- 国や試験研究機関、県内大学、企業、北陸デジタルものづくりセンター（産総研）等との産官学連携を強化し、企業の技術・新製品等の開発および新規産業の創出を支援します。
- テクノポート福井への企業誘致や福井港への貨物船やクルーズ船の寄港促進を図り、工業港としての付加価値を高めるとともに、新たな港湾エリアとして魅力と賑わいを創出します。
- 北陸自動車道丸岡インターチェンジや福井港等、物流拠点を生かした陸上および海上の貨物の流通機能の強化を推進します。

5-3 観光の振興



【現況と課題】

観光は、地域のイメージアップに加え、交流人口の拡大、関係人口の創出にも寄与します。北陸新幹線が県内開業し、中部縦貫自動車道全線開通が控える中、その効果を最大限に生かし、飲食・宿泊・物販等の様々な産業の活性化と地域消費の拡大、地域課題の解決に取り組む担い手の育成等の特に積極的な事業展開が望まれます。

本市は、国の名勝・天然記念物「東尋坊」や現存 12 天守に数えられ国宝化を目指す「丸岡城」をはじめ、北前船寄港地として日本遺産に認定された「三国湊」、歴史文化を伝える文化財や祭り等の数多くの観光資源に恵まれており、県内トップの観光客入込数を誇ります。

一方で、より経済波及効果の高い宿泊を伴う滞在型観光への転換は十分とは言えない状況です。DMOさかい観光局が中心となり、それぞれの観光資源の魅力向上はもとより、異業種と連携した体験型観光、散策や学習を伴うまちなか観光等を充実し、観光による地域のブランド化と地域が稼ぐ仕組みづくりに取り組むことが必要です。また、大都市圏からの観光客誘客、インバウンド誘客に向けて、本市単体ではなく隣接市町等と連携して、エリアとしての魅力を発信する広域観光の推進が必要です。

そのため、「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」に基づき、住む人も訪れる人も、すべての人が市内の豊富な観光資源や地域資源を生かしながら、観光地域としての魅力を高め、交流・経済の好循環を創出していく必要があります。

【方針】

- 方針 1 観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応
- 方針 2 広域交通網の活用推進
- 方針 3 インバウンドの受け入れ体制の整備
- 方針 4 観光情報の整理と効果的な発信
- 方針 5 観光地域づくりのための組織形成と人材育成

【基本施策】

（１）観光資源・地域資源の魅力向上と多様な観光ニーズへの対応

- 本市の代表的な観光地である東尋坊や丸岡城、三国湊をはじめ、海浜自然公園や竹田地区等の魅力を高めるため、文化財や地域資源を磨き上げ、観光資源としての有効活用を図るとともに、観光拠点施設の設置等の再整備を推進し、賑わい創出と快適な観光地づくりに取り組みます。
- ゆりの里公園の利活用を推進するため、定期的なイベントの開催や農産物直売所での新鮮な地場産品の提供等の新しい魅力を創出し、年間を通じた誘客を図ります。
- 優れたロケーションや四季折々の食材に恵まれた東尋坊三国温泉の魅力発信に努め、ブ

ランド確立による他の温泉地との差別化を図ります。

- 周辺自治体や関係団体と連携し滞在型観光を促進するほか、豊かな食や四季の彩等の地域資源の魅力発信や新たなイベント創出を通じた誘客力強化、教育旅行・学生合宿の誘致等の新しい観光客の取り込みを強化します。
- 自然や歴史、文化財等の豊かな資源を生かした体験プログラムの造成支援に努め、観光客の満足度向上を目指します。

（２）広域交通網の活用推進

- 市外の主要駅や空港等を結ぶ広域交通網を活用し、アクセス時間の短縮等の利便性向上を図ります。
- 周辺市町や交通事業者と連携を強化し、利用しやすい地域内交通の整備を進めます。

（３）インバウンドの受け入れ体制の整備

- デジタル技術等の最先端システムを導入する等の外国人旅行者のニーズ・動向を把握しながら適確な情報発信と受け入れ環境の整備を進めます。
- 宿泊業や観光業等の事業者と協力して、外国人旅行者の受け入れ体制の整備を推進します。

（４）観光情報の整理と効果的な発信

- 観光情報提供に関するサービスの向上を図るため、PR動画の作成、SNSの活用等のインターネットを活用したタイムリーかつ効果的な情報発信を強化します。
- 首都圏への効果的な観光情報発信を行い、本市への誘客に努めます。
- 全国に丸岡城をPRするとともに、日本一短い手紙の館や丸岡城観光情報センターとも連携し、季節ごとの情報発信を推進します。

（５）観光地域づくりのための組織形成と人材育成

- 官民連携の取り組みを推進するとともに、DMOさかい観光局が中心となり、観光地域づくりを行う多様な関係者の合意形成、マーケティングデータの収集とデータに基づいたブランディング、プロモーションの強化を図ります。
- 観光客の幅広いニーズに応えるために研修会・セミナー等を積極的に開催し、観光ガイドの育成に努めます。
- 地域の特色ある人材や関係者をつなぐことで、観光客の満足度を高め、交流人口・関係人口の増加を目指し、地域経済の好循環と地域の活性化を図ります。

5-4 働く環境の充実



【現況と課題】

若年層の労働意識の変化や労働人口の高齢化、人手不足、非正規労働者の増加、外国人研修生の受け入れ増加等の雇用環境が大きく変わりつつあります。またデジタル技術の進化によりリモートワークや柔軟な勤務形態等の労働環境も変化しています。一方で、職人的な作業や機械化が困難な作業の多い企業では、企業活動自体に影響を及ぼすような熟練した技術を持つ労働者の不足や、その技術の継承等が課題となっています。また、デジタル技術の進化によりリモートワークや柔軟な勤務形態等が労働環境も変化してきています。

今後、人口減少と少子高齢化が一層進む中、労働力不足は継続的な課題であり、中高年齢者の就労・再雇用機会の確保や若者層の安定した就業の促進を図る必要があります。また、外国人労働者の受け入れ促進や女性が働きやすい環境づくりにも取り組む必要があります。

【方 針】

方針1 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実

方針2 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現



写真 坂井市合同就職説明会

【基本施策】**(1) 雇用・就労機会の確保と労働環境の充実**

- 労働者の就労機会の確保、定着・雇用の安定を図るため、福井労働局や県および関係機関等との連携を強化しながら雇用支援策を推進します。
- 若い世代が希望する職場で働けるよう就労機会の創出に取り組むとともに、U I J ターン就職の促進を図ります。
- 職業相談や離職者・転職希望者を対象とした相談会を開催し、安定的に働ける就労の場の確保を推進します。
- 公共職業安定所と連携し、子育て中の女性のための職業支援や子育て支援セミナー開催等の情報を発信し、働く女性に対しての雇用対策を推進します。
- 高齢者の就労機会の確保を図るとともに、働きやすい環境づくりを推進し、生きがいづくりや地域社会への参画についても支援します。

(2) 多様な人材の確保や柔軟な働き方の実現

- 人材確保に向けて、事業者の取り組みを支援します。
- 中小企業の生産性の向上と業務の効率化、高いスキルや専門性を持った副業人材の活用を促進します。
- 市内企業の外国人労働者受け入れについては、県等の関係機関と連携を図りながら受け入れ環境の整備を推進します。
- 市商工会等の関係団体、事業者と連携し、新規創業や6次産業化等の市内産業の高度化・魅力向上の取り組みを推進し、多様で魅力的な就労の場の創出、人材確保の円滑化に繋がります。
- ライフスタイルや制約に応じた多様な働き方の実現に取り組むため、働き方に関する意識改革を推進します。

第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

6-1 災害に強いまちづくりの推進



【現況と課題】

近年、全国各地で地震や台風、局地的な大雨等による災害が多発し、大きな被害が生じています。令和6年（2024年）に発生した能登半島地震では、市内でも震度5弱を観測し、さらに津波警報も出たこと等により、市民の災害に対する意識の高まりは増えつつあります。

こういった災害から生命と財産を守るため、市民一人ひとりの日頃からの災害に対する心構えや、知識と備えが重要となります。また、行政においても、災害時における迅速で適切な対応能力が求められています。

本市では、避難訓練および防災講座の実施、ハザードマップおよび防災ガイドブック等を活用して、災害に対する市民のさらなる意識の啓発に努めるとともに、円滑な情報伝達ができるよう防災行政無線や防災行政メール、防災アプリ等の情報伝達手段の整備を行ってきました。

ハード面においては、橋梁の長寿命化計画に基づいた予防保全的な修繕をはじめ、土砂崩れ防止対策の実施、また河川ポンプ場の運転や浚渫等の維持管理を行うことにより、機能保持に努めています。

また、大規模な災害が発生した場合に備え、行政機能の継続に向けた取り組みに加えて、高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対する支援のニーズがますます高まっております。さらには、被害をより軽減するために、危険発生時には協力し支えあうといった体制を整えておくこと等の自助・共助・公助の取り組みが重要なものとなっています。

さらに、大規模災害発生時には大量に発生する廃棄物についても大きな課題となります。生活ごみを含め、避難所等での廃棄物処理が必要となるなか、本市単独での対応は困難が予想されることから、広域的な自治体間の連携や民間事業者との協力体制の強化が求められます。

今後、災害に強いまちづくりの推進には効率的で効果的な防災対策の推進を図るとともに、地域の防災意識の向上や自助・共助・公助体制の一層の強化を図る必要があります。

【方針】

- 方針1 治山・治水対策による災害の未然防止
- 方針2 総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進
- 方針3 災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施
- 方針4 災害に強い市民の育成と防災機能の強化
- 方針5 地域コミュニティによる安全・安心の構築
- 方針6 国民保護対策の充実

【基本施策】

（１）治山・治水対策による災害の未然防止

- 水源の涵養や土砂災害を防止する機能をもつ森林の適正な管理を推進することにより、雨水の急速な流下を抑え、土砂崩れや水害等の発生防止を図ります。
- 梅雨時期や台風、線状降水帯等の大雨により、市内各所、特に市街地での浸水が見られることから、河川や都市排水等の改修をはじめ、田んぼダムの整備を推進します。

（２）総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進

- 地域防災計画に基づき災害対策を進めるとともに「自助」「共助」「公助」の考え方を基本とした総合的な防災・減災対策の検討と環境の整備を推進します。
- 災害時に迅速かつ的確に対応できるよう、社会情勢に対応した地域防災計画の見直しと、行政機能の継続に向けた危機管理体制の充実強化に努めます。
- 男女のニーズの違いに配慮した避難所の環境を整備するとともに、こどもや高齢者、要介護者等、多様な視点から防災対策の充実を図ります。
- 各家庭や事業所での災害への備えを基本として、食料や生活必需品等の災害備蓄を計画的に整備します。

（３）災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施

- 災害時の廃棄物処理について、災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な処理ができるよう対策を講じます。
- 災害時の速やかな復旧・復興に向け、近隣自治体や民間の企業、各種協会と連携し、協力体制を構築します。

（４）災害に強い市民の育成と防災機能の強化

- 市民の防災意識の向上のため、地域や学校、企業等への意識啓発、災害の知識や発災時の判断・行動に関する教育を実施するとともに、状況に応じた避難行動に繋がるよう、的確な情報発信に努めます。
- 災害に的確に対応できるよう嶺北消防組合や医療機関と連携し、消防力および救急救助体制の充実強化を図ります。
- 高齢者、障がいのある人、外国人等は災害時に大きな影響を受けやすいことから、情報提供や避難において特に配慮した対策を推進します。
- 上下水道、道路・橋梁等の防災機能の強化に加え電気、ガス、通信設備等の民間事業者ともさらなる連携を深めます。

（５）地域コミュニティによる安全・安心の構築

- 地震や津波、風水害、雪害等の災害時に応急対策活動が円滑に実施されるよう、地域防災体制の強化を図ります。
- 防災訓練や防災講座の開催を通じて、地域の防災力強化と住民同士が協力して主体的・組織的に活動できる共助の体制強化を図ります。

（６）国民保護対策の充実

- 武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、市民の生命、財産を保護し、被害を最小限にとどめることができるよう国や関係機関等と協力し迅速に対応します。

6-2 安全・安心対策の充実

【現況と課題】

刑法犯認知件数はコロナ禍においては200件前後で推移していましたが、令和5年（2023年）には271件と急激に増加しました。また、安全で安心なまちであるとの認識が一定程度定着しているものの、高齢者を狙った特殊詐欺や、子どもへの声掛け事案等が依然発生しているほか、SNS型投資詐欺等の新たな手法の犯罪も発生しています。引き続き、警察や関係団体と連携して犯罪発生状況に応じた防犯活動や地域の防犯力の向上を図り、犯罪の起きにくいまちづくりを推進していく必要があります。

また、65歳以上の運転免許所有者が右肩上がり増加しており、今後も増加が見込まれています。加えて、加齢による身体能力の低下が原因と認められる重大事故が依然発生しており、これまでの交通安全啓発活動に加えて、高齢運転者による交通事故の防止を図る必要があります。

【方 針】

- 方針1 防犯対策の充実
- 方針2 消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止
- 方針3 交通事故による被害が少ない環境の創出



写真 消費者被害防止啓発活動

【基本施策】**（１）防犯対策の充実**

- 防犯隊等の防犯ボランティア団体の活動を支援し、犯罪発生のおそれがある箇所のパトロールに取り組みます。
- ＬＥＤ防犯灯の普及促進や防犯カメラ等の防犯インフラの初期整備を支援し、警察等と連携して地域の防犯力向上を図ります。
- 市民に対し、犯罪の発生状況、防止対策等の情報を積極的に提供し、防犯意識の向上を図ります。
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復および軽減に向けた取組を推進します。

（２）消費者の自立支援と被害の未然・拡大の防止

- 消費者センターの機能充実を図りながら、消費者の権利保護と自立支援を図ります。
- 市民の消費生活の安全、安心を確保し、消費者トラブルを未然に防止するため、相談窓口や見守り環境の整備および犯罪情報の提供、被害防止のための啓発活動を行います。
- 各消費者団体と連携を図りながら、世代に応じた消費者教育を推進します。

（３）交通事故による被害が少ない環境の創出

- 幼児、児童、高齢歩行者対象の交通安全教室の開催や自転車用ヘルメットの着用推進等に取り組み、交通事故の防止とマナーの向上を図ります。
- 高齢者の身体能力低下の自覚と事故防止意識を醸成するとともに、運転免許自主返納事業を継続し、高齢者が当事者となる交通事故を抑止します。
- 交通事故の被害が最小限となるよう、通学路等を中心に地域住民、道路管理者、警察と連携し事前協議、現場点検を行い、これに基づいた安全な交通環境づくりに努めます。

6-3 住環境の整備

【現況と課題】

本市では、人口減少や高齢化が進行しつつある中で、居住・商業等の都市機能の郊外への流出が続いており、市街地の低密度化の進行が懸念されています。これまで以上に、住宅・医療・福祉・商業等の都市機能の立地誘導を図り、コンパクトな市街地を中心とした持続可能なネットワーク型の都市構造の実現に取り組む必要があります。

また、旧市街地の空洞化や空き家の増加といった課題もあり、良質で安全な住まいづくりや地域と連携したまちづくりの推進、空き家の発生予防、利活用および適正管理を目的とする総合的な取り組みが必要となっています。

市営住宅については、適正な戸数を確保するとともに、計画的な改修や修繕を実施して長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な居住水準を備えることが必要です。

やすらぎが感じられ、気軽に憩うことができる質の高い都市環境を形成するためには、誰もが安全で安心して利用できる公園緑地の充実が必要となっています。

今後は、住環境を形成する施設のストックマネジメントが重要となり、計画的・効率的な市街地整備を推進していくことが必要となっています。

【方 針】

- 方針1 適正な土地利用の推進
- 方針2 快適な居住環境の創出
- 方針3 空き家等対策の推進
- 方針4 誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

【基本施策】**（１）適正な土地利用の推進**

- 持続可能な都市づくりを目指すため、住宅および都市機能増進施設（※16）の立地の適正化を図ります。
- 関係部局との連携による土地利用に関する総合的な規制と誘導に取り組みます。
- 市民と行政がともに育む土地利用を推進します。
- 土地の最も基礎的な情報である地籍を明確にするため、関係部局との連携を図りながら計画的に地籍調査を進めます。

（２）快適な居住環境の創出

- 既成市街地への居住の誘導と、既存の木造住宅の耐震化への補助制度を進め、若者や子育て世代、高齢者等が生活しやすい住環境の整備を推進します。
- 安定的な居住の確保のため、市民ニーズの変化に応じた、公営住宅の整備、活用に取り組み、併せて、住まいのセーフティネット機能の充実を図ります。

（３）空き家等対策の推進

- 老朽危険空き家等の発生を抑制するための予防や適正管理、利活用の方策について、所有者や地域さらに多様な主体と連携し取り組みます。
- 所有者の他、移住者事業者等の活用希望者を支援し、幅広い多様な空き家の利活用を推進します。

（４）誰もが安心して利用できる公園・緑地の整備

- 市民が自然に親しむ場を提供します。
- 誰もが安全で快適に利用できる身近な公園緑地の充実を図ります。
- 市民と行政の協働による公園の維持管理を進め、地域に愛される憩いの場としての利活用を図ります。
- こどもの遊び場の確保や地域住民の交流の場、憩いの機会を創出するため、地域に密着した公園づくりを推進します。

6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持



【現況と課題】

上下水道は、安全・安心な飲み水を供給し、使用された汚水をすみやかに処理することにより、良好な水環境を維持し、快適な生活環境の形成と身近な自然環境を守り育てる重要な社会基盤です。

水道水は、龍ヶ鼻ダムを水源とした竹田川の表流水と自己水源である井戸水により、市内全域に供給されています。

水はいかなる時にも必要不可欠であり、地震等の災害発生時にも安全・安心な水を供給するため、配水池や水道管等の耐震化事業を更に加速させ、早急に施設の強靱化を図る必要があります。

下水道は、事業を計画的に進めており、普及率は高い水準にありますが、未普及地区の解消と、老朽化が進んだ下水道施設への対応が必要となっています。

集中豪雨や宅地化による浸水被害に対応するため、雨水出水浸水想定区域を指定し、内水ハザードマップの作成および公表が必要となっています。

【方 針】

方針1 安全・安心な水の安定した供給

方針2 下水道施設の維持管理と下水道への接続促進

方針3 上下水道事業の経営健全化

【基本施策】**（１）安全・安心な水の安定した供給**

- 水源の水質汚濁防止と監視体制の強化を図り、水道水の安全を確保します。
- 水道施設耐震化や老朽管更新等を実施し、耐震化率の向上を図り、水道水の安定供給と耐震化の向上を図ります。

（２）下水道施設の維持管理と下水道への接続促進

- 生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止のため、公共下水道計画による整備を進めます。
- 下水道施設の老朽化に対応するため、機能診断を実施して長寿命化を進めます。
- 集中豪雨等による浸水被害の防止と生命・財産や都市機能を守るため、雨水対策を推進します。
- 衛生的で住みよい都市環境を実現するため、家庭排水の下水道への接続促進を図ります。

（３）上下水道事業の経営健全化

- 効率的な施設整備と官民連携を進め更なる経費削減に努め、経営の健全化を図ります。



写真 龍ヶ鼻ダム



6-5 暮らしを支える道路網の整備

【現況と課題】

本市は、北陸自動車道、国道 8 号、主要地方道福井加賀線（芦原街道）、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫道路）をはじめとする、南北方向の幹線道路が充実しており、それらの道路に県道および市道が接続した道路網が形成されています。

市民や立地企業の利便性向上に加え、北陸新幹線の延伸効果の最大化を図り、観光客等の交通利便性を向上させるため、福井港丸岡インター連絡道や県道福井森田丸岡線等の広域的な道路網の整備の必要性が一層高まっています。

生活道路は、市民生活の利便性の維持・向上を図る上で重要な役割を担っていることから、道路環境の整備と適切な維持管理が必要です。また、建設から長い年数を経た橋梁も多く、近年老朽化が進んでいることから、計画的な点検や予防的な修繕を行う等の橋梁の長寿命化を図ることが求められます。

本市には、県内随一の石油備蓄基地がある他、国道 8 号等の北陸地方の大動脈をかかえており、一たび降雪による交通障害が発生すると北陸地方全体に影響が出ることから、冬期間の道路交通確保に向けた体制づくりが必要です。

【方 針】

- 方針 1 広域的な道路網の整備
- 方針 2 生活道路の計画的な整備
- 方針 3 地域ぐるみによる除雪体制の強化

【基本施策】**（１）広域的な道路網の整備**

- 県内各地や北陸、関西、中京方面等との広域的な連携を促進するため、北陸自動車道や国道、主要地方道等のネットワークの強化を図るとともに、近隣市町との道路網の整備に努めます。
- 福井港の活用促進や産業の振興を図るため、福井港丸岡インター連絡道の整備を促進します。
- 国道８号の４車線化およびバイパスの整備、主要地方道福井加賀線（芦原街道）等の拡幅整備を促進します。
- 県道福井森田丸岡線や（仮称）福井外環状道路等の新たな広域道路の整備促進に努め、市内はもとより市外からも利便性の高い道路ネットワークを検討します。

（２）生活道路の計画的な整備

- 市民の暮らしに密着した生活道路の整備や維持管理については、役割や地域ニーズを踏まえ、限られた財源の中で計画的な整備を行います。
- 道路施設等については、予防保全型の管理を推進し長寿命化対策を図ることで、維持管理費用の縮減や平準化に努めます。

（３）地域ぐるみによる除雪体制の強化

- GPS活用による除雪作業状況の把握や除雪パトロールを行うことにより、効率的な除雪を実施し冬期間の市民生活の安全確保に努めます。
- 効果的・効率的な除雪を行うため、県や地域の事業所・住民等と協力した除雪体制づくりを図ります。

6-6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実

【現況と課題】

北陸新幹線の敦賀開業によって、関東圏や上信越地方から福井県へのアクセス環境が大きく向上したことから、県内を訪れる観光客数の大幅な増加が見込まれるとともに、これまで関連の薄かった地域と交流を図ることによる地域活性化の推進や、経済的・社会的に大きな波及効果があるものと期待されています。

鉄道やバス等の公共交通機関については、通勤通学的手段として、また、高齢者や障がいのある人等の移動が制限される人にとっての買い物や通院等の日常生活を送る上で欠くことのできない移動手段として重要な役割を担っていることから、一層の充実が求められています。

福井港は、国家石油備蓄や石油配分等のエネルギー基地としての機能とともに、多くの企業が集中するテクノポート福井の拠点港としての機能を有しており、嶺北地域を中心とした経済圏の物流拠点として、その利活用の推進が求められています。また、福井港を含めた三国湊地区に、「みなとオアシス三国湊」が登録され、福井港を活用したクルーズ船の寄港誘致施策や観光と連携した港湾活用、災害時の緊急物資輸送拠点としての港湾等の地域振興の活性化が求められています。

福井空港は、県内唯一の空港であり、県警および県防災航空隊のヘリコプター基地としての利用に加え、航空測量や遊覧飛行等で小型機の離発着地として、また、グライダーの訓練拠点として活用されています。加えて、空港道路において商業的な活性が進展している状況を踏まえ、今後は空港を活用した賑わい創出に繋がる新たなまちづくりを進めていくことが求められています。

こうした状況の中、既存の公共交通機能を維持しつつ、その利便性の向上を図っていくことは、「住みよさ」をさらに高めるとともに観光誘客の面から重要な役割を果たすものと考えられることから、積極的な取り組みを進める必要があります。一方で、深刻な運転手不足による公共交通の維持が課題となっているため、交通分野を担う人材の確保・育成を図る必要があります。また、より広い地域との人の移動や物流輸送の手段となる広域交通ネットワークについても、一層の充実が求められています。

【方針】

方針1 地域公共交通の充実と利用促進

方針2 広域交通ネットワーク拠点の充実

【基本施策】**（１）地域公共交通の充実と利用促進**

- 多様な交通手段をシームレスかつ一体的なサービスとして提供できるよう、次世代型の最新技術等を投入しつつ公共交通事業者や関連自治体等と連携した取り組みを推進します。
- えちぜん鉄道を「生活関連社会資本」として位置づけ、鉄道経営の自立性を高めるとともに、鉄道事業を次世代に引き継ぐために支援します。
- ハピラインふくいについて、県や沿線自治体との連携により、健全な運営と生活に密着した地域鉄道として利便性の向上を図ります。
- 日常生活の利便性向上はもとより観光誘客の増加を目指し、近隣自治体との連携による新幹線駅から市内へのアクセス環境の充実を図ります。
- 鉄道駅利用者の利便性の向上を図るため、地域の特性を生かせる駅舎や駐車場や駐輪場等の整備を推進します。
- バス事業者への支援により必要不可欠なバス路線を維持し、地域住民の生活交通手段を確保します。
- コミュニティバスについては、公共交通空白地帯から鉄道駅等の交通拠点へ接続する地域交通として、住民ニーズに応じた運行を確保します。
- 事前の予約に応じて運行するオンデマンド型交通については、市民の日常的な近距離移動を支える新たな交通インフラとして市全域での安定した供給を確保します。
- 交通分野における人材の育成や確保を支援するとともに、公共交通の周知や利用促進を図ることで、運行便数の維持や安定的な運行につなげます。

（２）広域交通ネットワーク拠点の充実

- 福井港におけるエネルギー拠点、物流拠点としての機能強化を図るとともに、船舶利用やクルーズ船の寄港誘致施策の推進、観光と連携した港湾活用等の地域の産業を支える港湾や災害時の緊急物資輸送拠点としての港湾として、更なる発展を目指します。
- 福井空港は、防災ヘリ等の拠点であるとともに国内では希少な航空機曳航訓練が行える機能を持った空港であるため、災害時の拠点空港としての整備を行い、防災教育の推進を図りつつ空港機能を生かした賑わい創出も含めた特色ある地域づくりを図ります。
- 日常生活、レジャー、観光、物流等の大輸送路である北陸自動車道へのアクセス環境の充実を図ります。

6-7 情報ネットワーク社会の構築



【現況と課題】

インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な進歩と、スマートフォン等の高性能な情報通信端末の普及は、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えています。

さらに、「IoT」や「AI」、「ロボット」等の技術革新や様々な分野でDXが推進されることにより、生産、販売、消費といった経済活動や健康、医療、公共サービス等の幅広い分野にとどまらず、人々の働き方やライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれています。国は『デジタル社会の実現に向けた重点計画』で推進する「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を進めており、市はその動向を敏感に捉え、迅速に対応していくことが求められています。

一方で、デジタルを使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差の解消や、コンピュータウイルス等による情報漏えいのリスクに備えたセキュリティ対策等の様々な課題も生じています。

情報通信技術の更なる活用による、行政サービスの向上や事務の効率化を図り、利便性が高く安心して暮らすことができる情報ネットワーク社会の構築が求められています。

【方 針】

方針1 DX推進による行政サービスの向上と効率的な行政運営

方針2 デジタルの活用による多様な幸せの実現

【基本施策】

(1) DX推進による行政サービスの向上と効率的な行政運営

- SNSの特徴を生かした利用者ごとに必要な情報配信、わかりやすいホームページへの誘導等のデジタルを活用した利便性の高いサービスを提供します。
- 公金のキャッシュレス決済の拡大による利便性向上、行政手続きの更なるオンライン化（行かなくてもよい窓口）や窓口のデジタル化（書かない窓口）、窓口での多言語対応等の多様化する市民ニーズに対応できるデジタル環境整備を図ります。
- デジタルを活用し、災害発生時における現場状況の把握や市民への安全情報の提供等の環境構築を図ります。
- 社会環境の変化に併せたシステムや、AI、RPAの利用推進により、質の高い市民サービスの提供を図ります。
- 情報通信技術の進歩に伴い脅威も高度化しているため、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報流出を防止します。

(2) デジタルの活用による多様な幸せの実現

- 市民生活の利便性の向上を目指し、公共のデータを市民・民間企業が様々なサービスへ有効活用することができるようオープンデータ化を進めます。
- それぞれの地域が抱える課題に対し、デジタルを活用した解決を支援し、地域のDXを推進します。
- 人に優しいデジタル化の観点のもと、デジタルデバйд対策を推進します。



写真 スマホ相談会の様子

